

# 中小企業 無災害記録証 授与制度

の内  
請案  
ご申



災害ゼロの 明るい職場づくりをめざして



写真：カラーボックス

## ▶ 中小企業無災害記録証授与制度の活用のおすすめ

労働災害のない安全で快適な職場で働くことは、仕事に従事する全ての人々とその家族の願うところです。

しかしながら、労働災害はいまなお多数発生しており、中でも中小規模事業場の災害発生率の高さが指摘され、中小企業における安全衛生水準の向上が強く望まれています。

中災防では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

中央労働災害防止協会

# 中小企業無災害記録証授与制度のあらまし

## 表彰の対象となる事業場は

次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- ・ 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は労働者が300人以下の企業）に属する事業場
- ・ 労働者が10人以上100人未満の事業場

## 無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害の発生していない状態がある一定の日数続いた場合に無災害記録の対象となります。

なお、本制度における休業災害とは、休業1日以上 of 災害をいい、身体障害の対象となる不休災害を含みます。

また、本制度においては、通勤途上災害は基本的には業務上における災害となりません。（ただし、企業・事業場の用意した交通手段（バスで移動する等）の事故に伴う災害は労働災害とし、無災害記録は継続されません。）

## 無災害記録日数とは

無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あり、記録日数は別表のとおりです。

## 無災害記録の起算は

業務上死亡又は休業災害等が発生した日の翌日から起算します。（ただし、労働しない日は除く。）

なお、何らかの操業が行われた日（休日・半日稼働等）も1日として数えます。

## 労働者数はどう算出するか

労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、事業場に属している全ての労働者について行います。無災害期間中に労働者数の増減があった場合は、期間中の毎月末現在の労働者数の平均（小数点以下切捨て）をもってその事業場の労働者数とします。

## 記録の申請の仕方は

- ・ 申請書（2通）を作成し、都道府県労働基準協会（連合会）を経て申請します。申請書は各協会（連合会）に用意されています。
- ・ 現在達成している最上位の種別の記録証について申請するものとします。過去にさかのぼっての複数の種別の申請（例：3種の申請の際に1種や2種も申請するなど）は受け付けられません。

## 記録証の授与

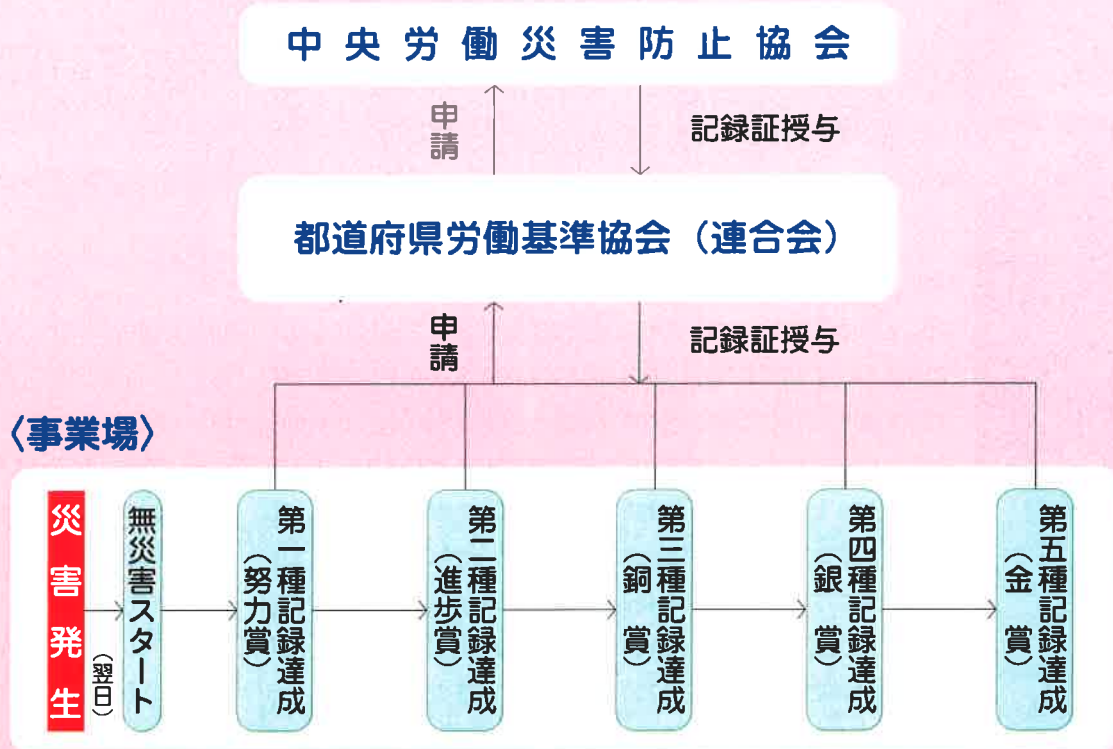
申請内容が規程に合致した事業場には、中小企業無災害記録証と副賞（表彰楯）が授与されます。また、事業場名と記録日数は「安全衛生年鑑」（中災防発行）に掲載されます。

## 別表

## 中小企業無災害記録日数表

業種	規模区分 種別	10人～29人					30人～49人					50人～99人				
		第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種
		(努力賞)	(進歩賞)	(銅賞)	(銀賞)	(金賞)	(努力賞)	(進歩賞)	(銅賞)	(銀賞)	(金賞)	(努力賞)	(進歩賞)	(銅賞)	(銀賞)	(金賞)
林業		400	800	1,200	1,800	2,700	300	600	900	1,350	2,050	200	400	600	900	1,350
土石採取業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
土木建築業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
設備工事業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
食料品製造業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
たばこ製造業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
繊維工業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
衣服・その他の繊維製品製造業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	850	1,700	2,550	3,850	5,750
木材・木製品製造業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
家具・装備品製造業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
パルプ・紙・紙加工品製造業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
出版・印刷・同関連産業		1,250	2,500	3,750	5,650	8,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
化学工業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
石油製品・石炭製品製造業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
プラスチック製品製造業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
ゴム製品製造業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
なめし革・同製品・毛皮製造業		1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
窯業・土石製品製造業		700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
鉄鋼業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
非鉄金属製造業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
金属製品製造業		950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
一般機械器具製造業		700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
電気機械器具製造業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	800	1,600	2,400	3,600	5,400
輸送用機械器具製造業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
精密機械器具製造業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
上記以外のその他の製造業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
電気・ガス・熱供給・水道業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
鉄道業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
道路旅客運送業		1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
道路貨物運送業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
普通倉庫業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
通信業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
卸売・小売業・飲食店業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
自動車整備業		950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
機械修理業		1,150	2,300	3,450	5,200	7,800	850	1,700	2,550	3,850	5,750	650	1,300	1,950	2,950	4,400
建物サービス業		1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
上記以外の事業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400

## 中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



## 申請・お問合せ先

㈱北海道労働基準協会連合会	011-747-6141	㈱滋賀労働基準協会	0775-22-1786
㈱青森県労働基準協会	0177-77-4686	㈱京都労働基準連合会	075-321-2731
㈱岩手労働基準協会	0196-23-6521	㈱大阪労働基準連合会	06-6353-7401
㈱宮城労働基準協会	022-265-4091	㈱兵庫労働基準連合会	078-231-6903
㈱秋田県労働基準協会	0188-62-3362	㈱奈良県労働基準協会	0742-36-2040
㈱山形県労働基準協会連合会	0236-43-7872	㈱和歌山県労働基準連合会	0734-32-2540
㈱福島県労働基準協会	0245-22-6717	㈱鳥取県労働基準協会	0857-24-4138
㈱茨城労働基準協会連合会	0292-25-8881	㈱島根労働基準協会	0852-23-1730
㈱栃木県労働基準協会連合会	0286-22-5391	㈱岡山県労働基準協会	086-225-3571
㈱群馬労働基準協会連合会	0272-33-3582	㈱広島県労働基準協会連合会	082-221-0725
㈱埼玉労働基準協会連合会	048-822-3466	㈱山口県労働基準協会連合会	0839-25-1430
㈱千葉県労働基準協会連合会	043-241-2626	㈱徳島県労働基準協会連合会	0886-54-5066
㈱東京労働基準協会連合会	03-3556-1921	㈱香川労働基準協会	087-869-4790
㈱神奈川労働安全衛生協会	045-662-5965	㈱愛媛労働基準協会連合会	0899-21-7033
㈱新潟県労働基準協会連合会	025-283-2201	㈱高知県労働基準協会連合会	0888-61-5566
㈱富山県労働基準協会	076-442-3966	㈱福岡県労働基準協会連合会	092-262-7874
㈱石川県労働基準協会連合会	076-232-2973	㈱佐賀県労働基準協会	0952-32-1519
㈱福井県労働基準協会	0776-25-3867	㈱長崎県労働基準協会	095-849-2450
㈱山梨県労働基準協会連合会	0552-51-6626	㈱熊本県労働基準協会	096-356-1989
㈱長野県労働基準協会連合会	0262-23-0280	㈱大分県労働基準協会	0975-32-5763
㈱岐阜県労働基準協会連合会	0582-79-3399	㈱宮崎労働基準協会	0985-25-1853
㈱静岡県労働基準協会連合会	054-254-1012	㈱鹿児島県労働基準協会	0992-26-3621
㈱愛知労働基準協会	052-221-1436	㈱沖縄県労働基準協会	098-868-2826
㈱三重労働基準協会連合会	0592-27-1051		